

## 令和5年度自己点検評価総評

### 1 神戸ゆかりの美術館自己点検評価について

神戸ゆかりの美術館条例第1条は、神戸にゆかりのある芸術家の美術作品及び美術に関する文献、複製その他の資料(以下「美術館資料」という。)を市民の利用に供するとともに、美術館資料に関する調査研究、事業等を行い、もって豊かな地域文化の発展に資するため、神戸ゆかりの美術館(以下「美術館」という。)を設置することを定めており、

同3条で第1条に掲げる目的を達成するために次に掲げる事業を行うとし、

- (1) 美術館資料を収集し、保管し、及び展示すること。
- (2) 美術館資料に関する調査研究を行うこと。
- (3) 美術館資料に関する講演会、講習会、講座その他の事業を行うこと。
- (4) 他の美術館その他の関係機関と連絡し、及び協力すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業を定めている。

神戸ゆかりの美術館では、同条例第3条の事業について、(1)展示および(2)研究、普及、啓発、連携等の活動を事業の2つの柱として位置づけ、自己点検評価を実施する。

※ 研究:美術館資料に関する専門的かつ技術的な調査研究、普及:美術館資料に関する図録・年報等を作成・頒布、啓発:講演会・講習会・研究会等の開催、連携:学校、地域、他の美術館等と連絡・協力

また、美術館事業を行うにあたってのベースとして、(3)美術館の経営や(4)設備管理についても考慮する必要があることから、これら2つの管理的な事項を加えて自己点検評価を実施する。

### 2 令和5年度神戸ゆかりの美術館自己点検評価「総評」

#### 【総評】

全体として、芸術性の高いもの、神戸ゆかりの作家の展示、研究によるもの、集客性の高いもののバランスがとれた。

結果として、入館者数84,000人、特別展収支の均衡を達成した。

#### (1)展示の内容について「4」

それぞれの特別展・企画展の特性に応じた展示ができた。

#### (2)研究、普及、啓発、連携等の活動について「3」

限られた職員数の中で、できる範囲の活動ができた。

#### (3)経営状況(収支、入館者数)について「4」

入館者数84,000人、特別展収支の均衡を達成した。

#### (4)施設整備について「3」

施設の不具合に対しては、その都度、適切に対応した。空調機等の更新については、次年度以降、設計、工事費の要求を適切に行っていく。

以上の自己点検評価において、担当者自らも問題点・課題を意識することで、次年度以降に向けての改善点をスパイラルアップできるようPDCAを実施していく。